

平成30年度 第8回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成30年11月

魚沼市農業委員会

## 平成30年度第8回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 17名 定員 19名  
欠席 2名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	葦澤芳子	
○		2	佐藤新一	
○		3	渡邊正一	
	○	4	櫻井信夫	
○		5	大塚和子	
○		6	小幡悦男	
	○	7	中澤正規	
○		8	桜井誠	
○		9	森山行雄	
○		10	森山武郎	
○		11	酒井浩	
○		12	松田敏彦	
○		13	佐藤正喜	
○		14	桑原文	
○		15	渡邊弘義	
○		16	佐藤廣治	
○		17	富永虎良	
○		18	小西正春	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		米山真里	
○		穴沢優子	
	○	塩川久	

## 平成30年度 第8回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成30年11月26日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 15 時 00 分  報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  <u>17 番 富永 虎良 委員</u>  <u>18 番 小西 正春 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約） について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について 事業計画変更申請の承認について 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の意見決定について
5		その他  閉会宣言 16 時 00 分

# 平成30年度第8回魚沼市農業委員会総会議事録

平成30年度第8回魚沼市農業委員会総会は、平成30年11月26日魚沼市広神コミュニティセンター3階講堂に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（米山事務局長）

それでは本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席の届け出のあった方、議席番号4番櫻井信夫委員、議席番号7番中澤正規委員の2名です。出席者数17名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成30年度第8回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は15時00分）

上村会長  
（挨拶）

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（米山事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をということで、それぞれ各部会・地区部会でありましたらお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会としては別にありません。

第2地区部会会長（桑原正文委員）

第2部会も特にありません。

第3地区部会会長（佐藤正喜委員）

第3部会、特にございません。

第4地区部会会長（渡邊弘義委員）

別にありません。

議 長（上村会長）

続いて、広報部会ですが、部会長は欠席ですので、副部会長何かありますか。

広報部会副部会長（菑澤芳子委員）

今日、総会終了後に部会を開いて、農業委員会だより第 27 号の編集会議を予定しております。

議 長（上村会長）

それでは、報告事項それぞれ事務局並びに各部会から報告があったわけでございますけれども、内容等に質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第 2 「議事録署名委員の指名」について、会議規則第 14 条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号 17 番富永虎良委員及び議席番号 18 番小西正春委員の両名を指名いたします。

## 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出（合意解約）について

議 長（上村会長）

日程第 3 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

日程第 3 報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、今月は 42 件の届出がありました。詳細については事前配付のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

報告第 1 号につきまして、事前配付ということで目をとおしていただけたと思います。内容等に質問・ご意見ありましたら、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは特になさいますので、お諮りいたします。報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでし

ようか。

「異議なし」の声あり。  
異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の17ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は7件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市内の方ですので、継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。  
異議なしと認め、届出のとおり承認することといたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書19ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は所有権移転贈与2件です。

整理番号1 申請地      \* \* \* \* \* 畑 231 m<sup>2</sup>

譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
権利種別   所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人の自宅の隣接地で、譲渡人が高齢になり、耕作することが困難になったことから、贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作をしていくことが見込めると考えます。

整理番号2 申請地       \*\*\*\*\* 田ほか1筆 合計 198 m<sup>2</sup>  
譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
権利種別   所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人が耕作している畑の隣接地であり、譲渡人は市外に居住しており、自分で耕作が出来ないことから、譲受人との贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりませんが、経験年数は十分ありますので、作業委託等により、今後とも効率よく耕作をしていくことが見込めると考えます。

以上、整理番号1番及び2番は、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議 長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

小西正春委員

整理番号1番ですが、この件につきまして、一昨日現地を確認してきました。\*\*\*\*\*の家の脇ということで、他に迷惑のかかるところはございませんので、事務局の説明どおりでございます。

小幡悦男委員

整理番号2番ですが、\*\*\*\*\*立会いの中で現地を確認しましたし、事務局の説明のとおりでございます。

議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容について質問・ご意見ある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転贈与に関する整理番号1番並びに2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」についての整理番号1番・2番については、申請どおり許可することといたします。

## 事業計画変更申請の承認について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「事業計画変更申請の承認」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の21ページをお願いします。同内容で第5条も申請されていますので、あわせて25ページもご覧ください。

議案第2号「事業計画変更申請の承認」について、今月は1件となっております。

整理番号1	当初計画者	*****
	承継者	*****
	申請地	***** 田 416㎡
	当初計画目的	住宅建築のため
	変更事由	職務の関係から、居住地を移すことが出来ず新築の目処が立たなくなった。

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。昭和49年1月28日付、一般住宅の建築を目的に5条許可を得た当初の計画者が宅地造成を済ませましたが、都合により住宅を建築することが出来なくなり、この度、新たな承継者が見つかри、一般住宅を建築する旨、事業計画変更の承認申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第2号「事業計画変更申請の申請」についての整理番号1番について、申請どおり承認することを決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め承認することと決定いたします。

## 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）



議案書 23 ページをお願いします。

議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、  
今月の申請は 1 件です。

整理番号 1	申請地	*****	畑	119 m <sup>2</sup>
	農地区分	第二種農地		
	申請人	*****		
	申請理由	宅地に隣接する申請土地に庭樹を植え宅地と一体利用 するため		
	転用目的	築庭（宅地の拡張）		
	判断理由	申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農 地であるため。		

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。申請地は宅地に隣接する農地です  
が、庭木を植え宅地として一体利用するため、申請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第 3 号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補  
足説明ありましたらお願いいたします。

富永虎良委員

整理番号 1 番ですが、今説明がありました事務局の説明があったとおりでござい  
ますので、特に問題ないと思います。

議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容に  
ついてご質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第 3 号「農地法第 4 条  
第 1 項の規定による許可申請に対する意見」についての整理番号 1 番について、許  
可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可相当に決定し、県に進達することといたします。

## 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する 意見について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第 4 議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に  
対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の 25 ページをお願いします。

議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、

今月の申請は4件です。

整理番号1 申請地 \*\*\*\* 田 112 m<sup>2</sup>  
農地区分 第三種農地  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\* 円  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請概要 先代から借地していた申請土地を購入し、宅地として一  
体利用  
転用目的 敷地拡張  
判断理由 接面道路にガス管・水管・下水道管が設置されており、  
接道する市道が幅員4 m以上であるため。

申請地は\*\*\*\*地内の農地です。譲受人の父の代から借地をしてい  
た農地ですが、既に池や庭木が植えられ、庭として宅地と一体利用されて  
おります。始末書が提出されており、追認の案件となっています。

整理番号2 申請地 \*\*\*\* 田 51 m<sup>2</sup>  
農地区分 第三種農地  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\* 円  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請概要 隣接する住宅敷地と一体利用  
転用目的 敷地拡張  
判断理由 都市計画法に規定する用途地域（準工業地域）が定めら  
れているため。

申請地は\*\*\*\*地内の農地です。住宅敷地と隣接する申請地は、既  
に転圧し砂利が敷かれ、宅地と一体となっております。始末書が提出され、  
追認の案件となっております。

整理番号3 申請地 \*\*\*\* 田 64 m<sup>2</sup>  
農地区分 第三種農地  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\* 円  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請概要 隣接する住宅敷地と一体利用  
転用目的 敷地拡張  
判断理由 都市計画法に規定する用途地域（準工業地域）が定めら  
れているため。

申請地は\*\*\*\*地内の農地です。住宅敷地と隣接する申請地は、既  
に資材置き場として使っており、始末書が提出され、追認の案件となっ  
ております。今後、砂利を敷き転圧をする予定です。

整理番号4 申請地 \*\*\*\* 田 416 m<sup>2</sup>  
農地区分 第二種農地  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\* 円  
譲渡人 \*\*\*\*

譲受人       \*\*\*\*\*  
申請概要    一般住宅1棟2階建て  
転用目的    一般住宅用敷地  
判断理由    農用地区域外にある農地以外の農地であって、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため。

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。\*\*\*\*\*の民間アパートに住んでいますが、家族が増え手狭になったため適地を探していたところ、譲渡人との話がまとまり、一般住宅を建築する旨、この度申請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明がありましたらお願いいたします。

整理番号1番は事務局の説明のとおりです。

富永虎良委員

整理番号2番、3番ですが、19日に現地へ確認に行ってきました。今ほど説明のあったとおりです。現地は雑種地、資材置場ということですが、そのとおりになっておまして、事務局の説明のとおりでございます。2番、3番両方とも同様でございますので、始末書が出されておるといことですので、特に問題はありません。

桑原正文委員

整理番号4番ですが、先日代理人の\*\*\*\*\*が見えられて説明をしていただきました。現地も確認しました。事務局が説明したように、昭和49年ですから40年以上も前から宅地造成されていて、今回やっと家ができるということですし、今までも管理されている不動産会社の方が年何回か草刈りをされていて、きちんと管理はされていまして、何も問題はないと思います。

議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、整理番号2番につきまして、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番につきまして、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番につきまして、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、整理番号1番から4番まで異議なしと認め、許可相当に決定し、県に進達いたします。

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第5号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の27ページからお願いします。

議案第5号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は5件です。

整理番号1	申請地	*****	畑	11㎡
	申請者	*****		
	非農地の原因	平成10年から耕作されていないため、原野化しており農地として復元することが困難なため。		
整理番号2	申請地	*****	田ほか5筆	合計2,394㎡
	申請者	*****		
	非農地の原因	平成16年10月23日の中越地震で農道が損壊し、農地に行けなくなったため。		
整理番号3	申請地	*****	田ほか2筆	合計4,143㎡
	申請者	*****		
	非農地の原因	平成16年10月23日の中越地震で農道が損壊し、農地に行けなくなったため。		
整理番号4	申請地	*****	田ほか2筆	合計152㎡
	申請者	*****		
	非農地の原因	平成16年10月23日の中越地震で農道が損壊し、農地に行けなくなったため。		
整理番号5	申請地	*****	田ほか3筆	合計651㎡
	申請者	*****		
	非農地の原因	平成10年頃から耕作しておらず山林、原野化しており農地として復元することが困難なため。		

議長（上村会長）

それでは、議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につい

て質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」についての整理番号1番から5番まで、申請のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## 農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

日程第4議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	96 件
	筆数	402 筆
	面積	338,390.68 m <sup>2</sup>

なお、詳細につきましては、事前配付のとおりです。

次に所有権移転ですが、議案書の59ページをお願いします。

今月は所有権移転贈与1件、売買2件、合計3件です。

整理番号1	所有権を移転する農用地	*****	畑ほか1筆
			合計 1,742 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	権利種別	所有権移転	贈与
整理番号2	所有権を移転する農用地	*****	田ほか2筆
			合計 1,401 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	売却価格	*****円	
整理番号3	所有権を移転する農用地	*****	田 2,876 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	

売却価格

\*\*\*\*\*円

利用権設定につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第 6 号につきまして事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第 6 号「農用地利用集積計画の意見決定」については、提案のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第 6 号「農用地利用集積計画の意見決定」については、異議なしと認め、決定することといたします。

## その他

事務局（穴沢副参事）

- ・堀之内小学校 P T A 親子行事食育出前授業の小学生からの感想等礼状の一部紹介
- ・11 月 16 日の農業新聞に掲載された J A 農業祭の記事について
- ・配付資料について

事務局（米山事務局長）

- ・配付資料について

議長（上村会長）

それでは、本日提案の報告事項・議案事項、それぞれ慎重審議をいただきました。大変ありがとうございました。

（時刻は 16 時 00 分）

上記会議の内容は、平成 30 年度第 8 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

---

議席番号 番

---